令和2年12月1日施行の改正漁業法により

密漁の罰則が強化されました

- ・アワビ・ナマコが特定水産動物に指定され、許可なく採捕した者、密漁品と 知って譲り受けや運搬などをした者への罰則が新設されました
- 無許可操業や漁業権侵害の罰則が引き上げされました

特定水産動植物 (アワビ・ナマコ)

の採捕禁止違反の罪を新設

・3年以下の懲役又は 3000万円以下の罰金



密漁品流通の罪を新設

·3年以下の懲役又は 3000万円以下の罰金



無許可操業の罪について 罰則を引き上げ

•3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金



漁業権侵害の罪について 罰則を引き上げ

-100万円以下の罰金

密漁は絶対にやめましょう!

詳しくは水産庁のWebサイトへ⇒

\ 水産庁 密漁対策

お問い合わせは⇒

北海道水産林務部水産局漁業管理課 TEL:(011)204-5485